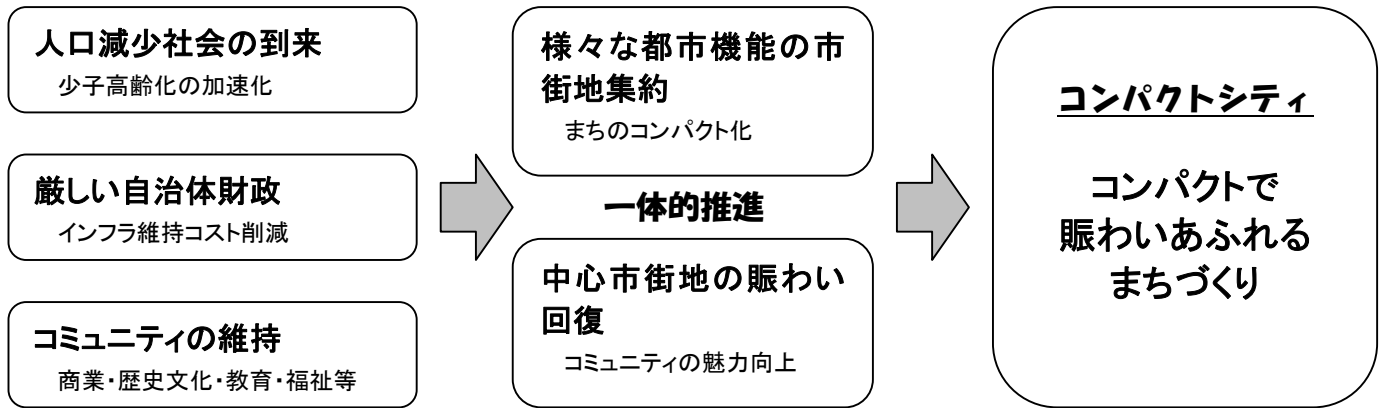


# まちづくり三法改正の概要

## ◆これからのまちづくり



## ◆まちづくり三法の主な改正ポイント

### ○中心市街地活性化法

- ・ 中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣)の創設
- ・ 基本計画の内閣総理大臣認定制度の導入
- ・ 多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化
- ・ 認定基本計画への支援措置の拡充

### ○都市計画法

- ・ 大規模集客施設(床面積1万㎡超の店舗、映画館等)が立地可能な用途地域の見直し  
～商業地域、近隣商業地域、準工業地域(三大都市圏)のみ立地可能。地方都市の準工業地域では特別用途地区を活用し、大規模集客施設の立地を制限する(中心市街地活性化基本計画認定の条件)。
- ・ 非線引き白地地域等における立地規制  
～大規模集客施設は原則立地不可。
- ・ 用途を緩和する地区計画制度の創設  
～上記の規制強化される用途地域及び白地地域については、新たな地区計画制度(開発整備促進区)を創設し、都市計画手続き(地域の選択)を経れば、大規模集客施設の立地も可能。
- ・ 広域調整手続きの充実  
～都道府県知事が市町村の都市計画決定に対する協議同意を行う際に関係市町村から意見を聴取できる。
- ・ 市街化調整区域内の開発許可制度の見直し  
～大規模計画開発(原則 20ha以上)も原則開発不可(地区計画を定めた場合、適合するものは許可)。病院、福祉施設、学校等も開発許可を必要とする。

### ○大店立地法

- ・ 改正中活法に「大店立地法の特例」を規定(出店手続きの簡素化等)  
～認定中心市街地においては、大店立地法の実質的な適用除外とし、大規模小売店舗の迅速な立地を図る。具体的には次の手続き等を省略。①新設・変更届出②説明会③都道府県の意見・勧告④報告徴収⑤配慮義務 など